

# 石川県公立大学法人教職員就業規則（抄）

（平成23年4月1日法人規程法第10号）

（最終改正 令和5年4月1日）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）

第89条の規定により、石川県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する教職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規則において「教職員」とは、教員及び職員をいう。

2 この規則において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。

3 この規則において「職員」とは、教員以外の者をいう。

### （適用範囲）

第3条 この規則は、常勤の教職員（次項から第5項までに規定する者を除く。）に適用する。

2 客員教授、特任教授その他の別に定める規程に基づき雇用される教員の就業に関する事項については、当該規程の定めるところによる。

3 石川県から（中略）法人に派遣される石川県職員の就業に関する事項については、法人と石川県との間で締結される石川県職員の派遣に関する取決めにおいて規定されている事項を除き、この規則の規定を適用する。

4 石川県以外の団体から法人に派遣される者の就業に関する事項については、法人と当該団体との間で締結される契約その他の取決めに規定されている事項を除き、この規則の規定を適用する。

5 臨時教職員、嘱託教職員等の就業に関する事項については、別に定める。

### （他法令との関係）

第4条 （略）

### （規則の遵守）

第5条 法人及び教職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

## 第4章 服務

### （誠実義務）

第27条 教職員は、法人の業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、その職務に専念しなければならない。

### （法令等の遵守）

第28条 教職員は、関係法令及び法人の規則等を遵守し、上司の職務上の命令に従って

その職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第29条 教職員は、法人の信用を傷つけ、又は教職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

## 第7章 懲戒等

(懲戒)

第37条 法人は、教職員が次のいずれかに該当する場合には、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促をしてもこれに応じないとき。
- (2) 正当な理由なく欠勤、遅刻又は早退を繰り返したとき。
- (3) 正当な理由なく業務上の指示及び命令に従わなかったとき。
- (4) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えたとき。
- (5) 重大な経歴詐称があったとき。
- (6) 刑法犯に該当する行為があったとき。
- (7) 法人の名誉又は信用を傷つけたとき。
- (8) 素行不良で、法人の秩序又は風紀を乱したとき。
- (9) その他、法令若しくは法人の規則に違反し、又は前各号に掲げる行為に準ずる行為があったとき。

2 法人は、管理監督下にある教職員に前項各号に掲げる行為があった管理監督者には、その監督責任により懲戒に処することができる。

(懲戒の種類)

第38条 懲戒の種類は、次の区分によるものとする。

- (1) 戒告 将来を戒める。
- (2) 減給 一定の期間を定めて、給与を減額する。
- (3) 停職 一定の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告期間を設けないで、即時に解雇する。